

## 令和元年度第8回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和元年11月8日(金)午後1時35分から午後2時30分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員(20人)

会	長	13番	水柿	重壽
委	員	1番	赤城	美子
		3番	吉田	隆一
		4番	高島	敏男
		5番	齊藤	秀樹
		6番	水越	修一
		7番	竹内	善美
		8番	宮山	繁治
		9番	小島	栄
		10番	飯島	新九郎
		12番	坂入	進
		14番	國府田	喜久男
		17番	飯泉	孝
		18番	栗島	和子
		19番	谷島	悦夫
		20番	鳩貝	英子
		21番	小野田	勝男
		22番	関口	均
		23番	吉原	一雄
		24番	齊藤	一弥

4、欠席委員

		2番	柴	保
		15番	栗島	菊雄
		16番	稲見	くに子

## 5、議事日程

### 1、開会

### 2、議事録署名委員の指名

### 3、議案

- 議案第 46 号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第 47 号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第 48 号 農地法第18条の規定による許可について
- 議案第 49 号 現況確認証明（非農地証明）について
- 議案第 50 号 筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について

### 4、報告

- 報告第 34 号 農地法第3条の規定（公売）による許可報告について
- 報告第 35 号 農地法第5条の規定による許可申請の取下について
- 報告第 36 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
- 報告第 37 号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第 38 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告第 39 号 制限除外の農地移動届について
- 報告第 40 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 報告第 41 号 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果の報告について
- 報告第 42 号 違反転用に係る是正勧告書の送付について

### 5、閉会

## 6、農業委員会事務局職員

事務局長	山形 浩之
次長兼農地調整課長	田所 秀一
農地調整課庶務調整グループ副参事	菊地 雄一
農地調整課庶務調整グループ係長	渡邊 静香
農地調整課庶務調整グループ主事	柴山 滉平
農地調整課庶務調整グループ主事	堀江 孝明

## 7、会議の概要

議長

只今より令和元年度第8回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は、20名であります。よって定足数に達していますので会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、2番・柴委員、15番・栗島菊雄委員、16番・稲見委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の山形局長、田所次長、菊地副参事、渡邊係長、柴山主事、堀江主事の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承を願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、20番・鳩貝委員と21番・小野田委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、議案第46号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

柴山主事より説明いたします。

議案第46号、農地法第3条の規定による許可について、令和元年11月8日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。

1番、保留案件となります。

番号：2番、譲受人：筑西市桑山、譲渡人：筑西市桑山、申請土地の表示：横塚字町下、台帳地目：田、現況地目：田、面積：2,086㎡、契約内容：贈与、譲受人の経営面積：同一世帯、従農者数：2(2)、譲渡人の経営面積：136a。

3番、筑西市関館、水戸市上国井町、関館字番城地、畑、畑、537㎡、外1筆、合計2筆、合計面積2,493㎡、売買、346a、6(4)、169a。

4番、筑西市茂田、水戸市上国井町、茂田字日月、畑、畑、72㎡、外2筆、合計3筆、合計面積2,887㎡、売買、1,536a、6(3)、169a。

5番、筑西市西保末、水戸市上国井町、辻字大道上、田、田、982㎡、外2筆、合計3筆、合計面積2,085㎡、売買、407a、5(5)、169a。

6番、桜川市真壁町源法寺、桜川市真壁町源法寺、宮後字田向、畑、畑、1,250㎡、売買、464a、5(3)、28a。

7番、筑西市木戸、筑西市木戸、梶内字館野、田、田、406㎡、外2筆、合計3筆、合計面積2,386㎡、売買、377a、2(2)、6a。

8番、筑西市下野殿、筑西市藤ヶ谷、辻字西原、畑、畑、1,301㎡、売買、49a、

3(2)、57a。

9番、下妻市大字若柳丙、下妻市大字若柳丙、木戸字磯山、畑、畑、101㎡、外1筆、合計2筆、合計面積1,895㎡、贈与、203a、6(2)、19a。

10番、筑西市幸町二丁目、筑西市藤ヶ谷、辻字西原、畑、畑、1,301㎡、売買、46a、2(1)、57a。

11番、筑西市稲荷、東京都板橋区成増5丁目、稲荷字入会、畑、畑、490㎡、外1筆、合計2筆、合計面積685㎡、売買、801a、4(4)、12a。

12番、筑西市関本下、筑西市関本下、舟生字切掛、畑、畑、1,468㎡、売買、47a、4(2)、140a。

13番、筑西市下野殿、筑西市下野殿、下野殿字西原、畑、畑、1,190㎡、外1筆、合計2筆、合計面積1,656㎡、売買、49a、3(2)、100a。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を2番よりお願いします。

谷島悦男  
委員

19番、谷島です。

2番についてご報告いたします。30日に書類審査をおこない、後日、申請人に電話確認をしました。譲渡人と譲受人は同一世帯なので、特に問題ないことを確認いたしました。許可相当と思われますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長

3番をお願いします。

齊藤一弥  
委員

24番、齊藤です。

3番、5番、7番、9番、11番についてご報告いたします。まず3番ですが、譲受人は梨農家を営んでいる方でございます。自分の梨園の隣の畑であったため、売買で購入したとのこと。譲渡人は振興公社ということ。次に5番ですが、譲渡人は振興公社、譲受人は公務員ですが、祖父が現在も田畑の作業をしております。将来は一緒に農作業をするということ。つづいて7番ですが、譲受人、譲渡人が親戚関係にありまして、以前から賃貸借で耕作をしていたそうです。譲渡人は規模縮小で農業をやめるということ。譲受人の方は、将来の貴重な担い手の方でございます。9番につきましては、親子関係でして、譲渡人の方が親でございます。高齢になりましたので、生前贈与をするということ。最後に11番につきましては、譲渡人はこの集落に住居をかまえていたのですが、現在東京の方に移転し、前住居は空き家になっております。こちらの畑は、譲受人が以前より賃貸借でお借りしていたものです。各案件とも、許可相当と思われます。皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長

4番をお願いします。

宮山繁治  
委員

8番、宮山です。

4番についてご報告いたします。3条の案件で売買であります。10月28日に書類審査をいたしました。譲渡人が農林振興公社ということで、問題ないかと思われま。10月30日に本人確認をいたしました。許可相当と思われま。皆様のご更なるご審議をお願いいたします。

議長

6番をお願いします。

赤城美子  
委員

1番、赤城です。

6番についてご報告いたします。受人は渡人の隣人で、桜川市内で専業で農業を営んでおり規模拡大を、渡人は規模縮小をしており、売買が成立したとのこと。後日双方に電話で確認をとりましたところ、間違いはないとのこと。書類に不備も見られず、許可相当と思われまが皆様方の更なるご審議をお願いいたします。

議長

8番をお願いします。

竹内善美  
委員

7番、竹内です。

8番、10番についてご報告いたします。まず8番ですが、渡人は規模縮小ということであり、受人は野菜を直売所などにだしている方で、規模拡大ということで売買にいたりま。つづいて、10番につきまは、渡人は8番と同じ方。受人につきまは、住まいは幸町なのですが、畑のある近隣の場所に以前親が住んでおり、また子供たちも現在住んでいるということ。ここで野菜作りをしたいということで購入にいたったそう。どちらも許可相当と思われまが皆様方の更なるご審議をお願いいたします。

議長

12番をお願いします。

栗島和子  
委員

18番、栗島です。

12番についてご報告いたします。先月の28日に書類審査をおこないま。後日、受人と渡人の方に電話で確認いたしましたところ、申請に間違いのないとのこと。更なる皆様のご審議のほどをよろしくをお願いいたします。

議長

13番をお願いします。

高島敏男  
委員

4番、高島です。

13番についてご報告いたします。先月書類審査をした後、電話確認いたしました。渡人の方は、農家縮小ということを考えているよう。受人の方は、8番で報告がありまとお、野菜農家であり、道の駅やスーパーなどに卸しているという大きな野菜農家でありますので、問題なしと考えま。更なる皆様のご審議のほどをよろしくをお願いいたします。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 46 号を採決いたします。

議案第 46 号を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 46 号は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 47 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

堀江主事より説明いたします。

議案第 47 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和元年 11 月 8 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、譲受人：筑西市犬塚、譲渡人：筑西市犬塚、申請土地の表示：犬塚字宅地裏、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：689 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,688 m<sup>2</sup>、契約内容：売買、転用目的：車両置場。

申請地は、筑西市立関城中学校の北北西側約 610m、飛行場通りの西側約 274m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、犬塚で事業所を借りて古物商を営んでおり、整備前の車を保管する場所が不足しているため申請するものです。

2 番、埼玉県八潮市大字大瀬、筑西市藤ヶ谷、辻字西原、畑、畑、109 m<sup>2</sup>、賃貸借、太陽光発電設備。譲渡人が他に 2 名いらっしゃいます。筑西市西保末、辻字西原、畑、畑、476 m<sup>2</sup>、売買。筑西市西保末、辻字西原、畑、畑、494 m<sup>2</sup>、売買、合計 3 筆、合計面積 1,079 m<sup>2</sup>。

申請地は、筑西市関城体育館の北側約 736m、茨城県企業局県西水道事務所の南側約 420m に位置する農業公共投資のされていない、小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、太陽光発電事業等を営む法人であり、発電に適した立地を検討し、申請にいたっております。

3 番、筑西市海老ヶ島、筑西市宮後、宮山字内田、畑、雑種地、431 m<sup>2</sup>、賃貸借、駐車場。

申請地は、県道下妻真壁線の北側約 75m、筑西市立長讚小学校の南西側約 920 m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保で

きます。申請者は、同一大字内で社会福祉事業を行う法人であり、従業員の駐車場が不足しているため申請にいたっております。なお、先行して駐車場として使用していたため、始末書の添付がされております。

4番、東京都千代田区丸の内、譲渡人の方が5名いらっしゃいまして、全員筑西市東榎生、かつ、申請地5筆も全て東榎生字東榎生になります。合計面積1962㎡、賃貸借、工事用敷地の一時転用。

申請地は、国道294号線の北東側約1.28km、筑西市水処理センターの北西側約110mに位置する、農振農用地区域内農地です。申請者は、東京ガスの輸送ガス管工事にあたって工事用敷地が必要なため、一時転用の申請をするものです。

5番、筑西市関本下、筑西市関本下、舟生字切掛、畑、畑、990㎡、売買。譲渡人がもう1名いらっしゃいます。筑西市関本下、舟生字切掛、畑、畑、1,051㎡、外1筆、小計2筆、合計3筆、合計面積2,217㎡、売買、貸駐車場。

申請地は、筑西市関城支所の南西側473m、筑西市立関城西小学校の南東側約678mに位置する、支所から500m以内の第2種農地並びに広がりのある農地の第1種農地です。6戸連担が確保できます。

申請者は隣接地に事業所を構える法人の役員で、従業員向けの駐車場が不足するため個人名義で土地を取得し、会社に貸し付けるため申請するものです。

6番、筑西市関本中、筑西市関本中、関本中字瀬上、畑、畑、227㎡、使用貸借、自己住宅。

申請地は、筑西市立関城西小学校の北西側約360m、県道明野間々田線の東側約379mに位置する、500m以内に学校と病院があり、上下水道の埋設された道路に隣接する第3種農地です。

申請者は、現在持ち家が無く、実家にて両親と同居しておりますが、独立するため、自己住宅の申請にいたっております。

7番、筑西市下中山、筑西市築地、築地字東浦、畑、畑、535㎡、売買、自己住宅。

申請地は、県道明野間々田線の北側約94m、筑西市立明野中学校の北西側約1kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、現在市内のアパートに居住していますが、子供が生まれて手狭になったため、新たに住居を設けるべく申請にいたっております。

8番、筑西市市野辺、筑西市藤ヶ谷、藤ヶ谷字新田、畑、畑、404㎡、売買、自己住宅。

申請地は、筑西市立関城東小学校の北西側約284m、飛行場通りの東側約971mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、現在市内のアパートに居住していますが、子供が生まれて手狭になったため、妻の実家、小学校に近い申請地に住宅を建てるため、申請にいたっております。

9番、筑西市吉田、筑西市吉田、吉田字村東、畑、畑、19㎡、売買、自己住宅。

申請地は、県道筑西つくば線の南西側約396m、県道明野間々田線の北側約

1.9 kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、自宅と道路の間の申請地の用地交渉ができたため、申請するものです。

10番、筑西市大林、筑西市大林、大林字明大、田、雑種地、384 m<sup>2</sup>、賃貸借、駐車場兼資材置場。

申請地は、県道明野間々田線の北側約170m、国道294号線の東側約1.45 kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できません。申請者は、内装工事業を営む法人であり、分家の建築、作業場の立て直しによって既存の業務用地が不足しているため、新たに駐車場兼資材置場を設置するものです。

11番、筑西市八田、筑西市八田、八田字神領、畑、雑種地、1,100 m<sup>2</sup>、売買、資材置場。

申請地は、県道高田筑西線の東側30m、筑西市立河間小学校の北東側約614mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できません。申請者は、建設業を営む法人であり、許可を得ず資材置場として使用していることが判明したため、是正すべく申請にいたっております。

12番、筑西市藤ヶ谷、筑西市藤ヶ谷、藤ヶ谷字桜塚、畑、畑、2,175 m<sup>2</sup>の内1686.32 m<sup>2</sup>、外2筆、合計3筆、合計面積2,049.35 m<sup>2</sup>、賃貸借、農業用施設。

申請地は、茨城県企業局県西水道事務所の南側約1.33 km、飛行場通りの東側約606mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。申請者は、農産物の生産、加工を行う法人であり、農業用の施設の建て替えに際して既存の施設の一部が許可を得ず使用していることが判明したため、是正すべく申請するものです。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

竹内善美  
委員

7番、竹内です。

1番、2番、12番についてご報告いたします。まず1番ですが、転用目的が車両置場ということでの申請です。車の解体作業等はやらずに、車両置場だけということで確認いたしました。次に2番ですが、転用目的が太陽光発電設備ということで、2筆が売買で、1筆が賃貸借ということでもあります。それぞれ、渡人の方に確認いたしまして、受人にも電話で確認いたしました。間違いのないことでした。最後に12番につきましては、大きくハウスをされている方です。自分の農地を会社の方へ賃貸借ということで、間違いのないことです。各案件ともに問題ないかと思われませんが、皆様方の更なるご審議のほどをよろしく願いいたします。

議長

3番をお願いします。

赤城美子

1番、赤城です。



- 委員 3番についてご報告いたします。受人は、社会福祉法人を営んでおり、現地は、その施設の駐車場に隣接する土地でした。砂利が敷き詰めており、駐車スペースをロープで区切ってありました。受人、渡人双方に後日電話で確認をとりましたところ、間違いのないことでした。書類に不備も見られず、許可相当と判断しますが、皆様方の更なるご審議をよろしく願いいたします。
- 議長 4番をお願いします。
- 水越修一  
委員 6番、水越です。  
4番についてご報告いたします。受人は、先ほど事務局から話がありましたとおり、ガスの配管の工事をしている会社です。筑西幹線道路沿に、ガスの配管を埋設するということでもあります。渡人については、5件あるのですが、それぞれに確認をとりました。工事期間に限っての一時転用ということで間違いのないことでした。許可相当と思いますが、皆様方の更なるご審議をよろしく願いいたします。
- 議長 5番をお願いします。
- 栗島和子  
委員 18番、栗島です。  
5番、6番についてご報告いたします。まず、5番につきましては、先月の28日に書類審査並びに現地調査をおこない、後日電話で確認しましたところ、申請に間違いのないことでした。更なる皆様のご審議をよろしく願いいたします。次に6番ですが、同じく後日電話で確認しましたところ、受人と渡人は親子とのこと。娘さん家族の住まいを予定しているとのこと。問題ないかと思えます。更なる皆様のご審議をよろしく願いいたします。
- 議長 7番をお願いします。
- 赤城美子  
委員 1番、赤城です。  
7番、9番、10番についてご報告いたします。書類審査の後現地確認をしました。まず7番ですが、周りは住宅地に囲まれた土地でした。受人が自己住宅を建てるために土地を探していたところ、渡人の土地が見つかったとのことでした。後日、双方に電話で確認をとりましたところ、間違いのないことでした。書類に不備も見られず、許可相当と思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしく願いいたします。次に9番ですが、現地は、以前受人が渡人より購入した土地に隣接する土地です。受人の土地と公道の間の土地で、受人の土地が公道と接しているのはわずか2m足らずでしたが、この申請により公道側はすべて公道と接することとなり生活は大分し易くなるようでした。周りにいた皆さんが、よかったですねと話しておりました。後日、受人、渡人双方に電話で確認をとったところ、間違いはないとのことでした。書類に不備も見られず、この申請は許可相当と判断しますが、皆様方の更なるご審議をよろしくお

願いいたします。つづきまして、10番についてご報告いたします。10番は親子の関係で、現地は自宅に隣接する内装工事事務所の入口で、受人、渡人が経営する事務所でした。そこはアスファルトが敷かれ駐車場として使われておりました。端には仕事で使われている資材などが置かれていました。後日、電話で確認をとりましたところ、間違いはないとのことでした。書類に不備も見られず、この申請は許可相当と思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしく願いいたします。

議 長                    8番をお願いします。

齊藤一弥                24番、齊藤です。

委 員                    8番についてご説明いたします。書類審査後、現地調査をおこないました。現地は事務局説明のとおり、関城東小学校の近くに位置する土地でございます。この地域は区域指定に指定されている土地でして、分家以外にも、どなたでも家を建てることのできる指定区域になっております。建築業の方のご紹介で、譲渡人、譲受人の売買が成立したようでございます。許可相当と思われまして。皆様方の更なるご審議をよろしく願いいたします。

議 長                    11番をお願いします。

坂入進                   12番、坂入です。

委 員                    11番についてご説明いたします。10月28日に書類審査及び現地確認をおこないました。また、受人、渡人双方に確認をいたしましたところ、問題ないかと思われまして。皆様方の更なるご審議をよろしく願いいたします。

議 長                    調査委員の報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員                    「異議なし」

議 長                    異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第47号を採決いたします。

議案第47号は、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第47号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 48 号は保留ですので、議案第 49 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

堀江主事より説明いたします。

議案第 49 号、現況確認証明（非農地証明）について、令和元年 11 月 8 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、申請人：筑西市中根、申請土地の表示：中根字新田、台帳地目：畑、現況地目：宅地、面積：87 m<sup>2</sup>、現況：物置。

申請地は、筑西市明野支所の南東側約 1.67 k m、県道筑西つくば線沿いに位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し、証明願が出されております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いします。

赤城美子  
委 員

1 番、赤城です。

1 番についてご報告いたします。書類確認と現地調査を行いました。願出によれば、この土地は添付された平成 10 年の航空写真には物置が建っており、現在も物置が建っておりました。したがって、非農地証明は可能と判断しますが、皆様の更なるご審議をよろしく願いいたします。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 49 号を採決いたします。

議案第 49 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第 49 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第 50 号「筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

菊地副参事、農政課広瀬主任より説明いたします。

議案第50号、筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について、令和元11月8日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。内容については、農政課広瀬主任より説明いたします。

農政課の広瀬と申します。よろしく願いいたします。変更申出につきまして、お手元の総会資料14ページの一覧表を基に説明させていただきます。また補足資料としまして、各申出内容の位置図、付近状況図、土地利用計画図を掲載しました別紙資料を配布させていただいておりますので、必要に応じまして確認をお願いいたします。

申出番号1番、筑西市木戸の事業計画者による資材置場の設置を目的とした除外申出となります。位置図等の資料につきましては、別紙資料4ページから6ページに掲載してございます。変更申出地といたしまして、筑西市玉戸地内の畑2筆、996㎡となります。

申出番号2番、筑西市からの錯誤としての除外申出となります。位置図等の資料につきましては、別紙資料7ページから9ページに掲載してございます。変更申出地といたしまして、筑西市伊讚美地内の畑3筆、990㎡となります。該当地につきましては、下館農業振興地域整備計画を策定した昭和44年より以前の昭和42年から自宅敷地の一部として利用していたことが確認されており、農用地区域に指定したことが誤りであったことが判明したため、農用地区域から除外するものであります。

申出番号3番、筑西市からの条件不適当地としての除外申出となります。位置図等につきましては、別紙資料10ページから12ページに掲載してございます。変更申出地といたしまして、筑西市桑山地内の山林1筆、1,115㎡となります。当該当地につきましては、山林を開墾し農用地とするため農用地区域に指定したものでありますが、伐採後は一度も農用地として利用しておらず、現況も雑種地のままです。また、農業委員会の管理する農地台帳上も農地としての登録がありませんでした。優良農地の保全・確保を目的とする農用地区域に指定する必要性・妥当性がないと判断されるため、農用地区域から除外するものです。

以上、下館地区2件、協和地区1件、合計3件「田0㎡」、「畑1,986㎡」、「山林1,115㎡」、「合計3,101㎡」を農用地区域から除外する方向で検討しております。

なお、茨城県及び土地改良区等の関係機関とは、事前調整を済ませており、今回の農用地区域の変更（案）に対し、「同意の見込み」との意見をいただいていることを申し添えさせていただきます。私からの説明は、以上になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会・吉原委員長より審議の報告をお願い致します。

吉原一雄  
委員長

本日、午後1時15分より農政企画審議会を開催し、議案第50号筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について協議・検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことを報告いたします。

議 長

吉原委員長より農政企画審議会の報告がありました。  
議案第50号について、ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第50号を採決いたします。

議案第50号は原案どおり、筑西農業振興地域整備計画の変更について、同意の意見書を交付することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第50号は原案どおり、筑西農業振興地域整備計画の変更について、同意の意見書を交付することに、決しました。

次に、日程第4、報告第34号から第42号を、事務局より説明願います。

事務局

はじめに、報告第34号から40号を田所次長より、説明いたします。

報告第34号、農地法第3条の規定（公売）による許可報告について、令和元年11月8日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。

許可件数は1件でございます。申請人が買受適格証明書の交付時と事情が同じなので、10月4日付け専決で3条の許可書を交付いたしました。

報告第35号、農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて、令和元年11月8日提出、筑西市農業委員会・会長水柿重壽。次のページをお願いいたします。

平成31年4月15日付け申請のあった資材置き場への農地転用の案件ですが、令和元年10月2日付け取り下げ願いが提出されました。取り下げ理由は、計画変更のため取り下げるものです。

報告第36号、農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、令和元年11月8日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。

公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業のために売買により農地を取得するものです。

報告第37号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、令和元年11月8日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願い

いたします。

市街化区域内農地転用届出です。農地転用目的は、自己住宅1件です。

報告第38号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、令和元年11月8日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の権利移動に伴う農地転用届出です。住宅敷地2件、自己住宅2件、中古車両置き場兼展示場1件、合計5件です。

報告第39号、制限除外の農地移動届出について、令和元年11月8日提出・筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。

制限除外の農地移動届出です。防火貯水槽の設置に関する届出で、農地法施行規則第53条5号の規定により、転用許可は不要です。

報告第40号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、令和元年11月8日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について通知のあったものです。報告件数は6件です。

34号から40号までの報告は以上です。よろしくをお願いいたします。

つづきまして、報告第41号を柴山主事より説明いたします。

報告につきましては、再配布いたしました右上に別紙2と書かれております報告書をご覧くださいようお願いいたします。

報告第41号、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果の報告について、令和元年11月8日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。農業委員並びに推進委員の皆様方にご協力いただきました荒廃農地調査の結果をご報告いたします。

調査結果表にあります荒廃農地区分ですが、A分類・B分類とございます。A分類については再生利用が可能な荒廃農地、B分類については再生利用が困難と見込まれる荒廃農地となります。まずA分類から報告いたします。平成30年末までの累計面積376,035㎡、今年新規に把握した面積が15,353㎡、今年解消を確認した面積が25,076㎡です。よって、今年度の荒廃農地A分類の総面積は、366,312㎡になります。

つづきまして、B分類について、平成30年末までの累計面積9,667㎡、今年新規に把握した面積が0㎡、今年解消を確認した面積が0㎡、よって、今年度のB分類の荒廃農地総面積は9,667㎡となります。

これらを合計した筑西市全体の荒廃農地面積は375,979㎡となり、前年度と比べますと9,723㎡の減となっております。なお、荒廃農地の明細につきましては、次のページの3ページから14ページをご参考ください。

お忙しい中、調査にご協力いただきましてありがとうございました。また、別紙2とかかれております本資料についてはお持ち帰りいただき、確認されております荒廃農地の解消に向けてご協力いただきますよう、改めてお願い申し上げます。以上です。

つづいて、報告第 42 号を堀江主事より説明いたします。

報告第 42 号、違反転用に係る是正勧告書の送付について、令和元年 11 月 8 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。まず、鷺島軽飛行場の案件になります。平成 27 年度第 7 回筑西市農業委員会定例総会、議案第 43 号で議決いただきまして、平成 27 年 10 月 9 日付け、筑農委調第 90 号で違反転用に係る是正勧告書を送付いたしましたが、現在も改善が見られないため、先日、利用者代表に訪問、勧告書を渡してまいりました。また、その土地所有者に対しても勧告書を送付いたしました。所有者 5 人のうち、2 人とお会いできましたので、直接指導してまいりました。

つづきまして、桑山太陽光発電設備になります。平成 26 年度第 11 回筑西市農業委員会定例総会、議案第 79 号で議決いただきまして、平成 27 年 2 月 10 日付け、筑農委調第 124 号で違反転用に係る是正勧告書を送付いたしましたが、現在も改善が見られないため、先日事業者に勧告書を送付しました。

つづきまして、西石田太陽光発電設備になります。平成 26 年度第 9 回筑西市農業委員会定例総会、議案第 42 号で議決いただきまして、平成 26 年 12 月 10 日付け、筑農委調第 101 号で違反転用に係る是正勧告書を送付いたしましたが、現在も改善が見られないため、先日勧告書を送付し、直接指導を行ってまいりました。報告は以上になります。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和元年度第 8 回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和元年 11 月 8 日

議 長

署名委員

署名委員